# 運営指導における 指摘事項について

資料1-1

## 尾道市が実施する指導について

# ● 指導方針

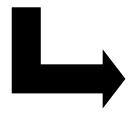
# ① 集団指導

指定事業所に対する指定事務の制度説明、介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進を図るとともに、適正な請求事務など介護保険の制度管理の適正化を図る。

## ② 運営指導

- ア 各事業所において、自主点検兼確認票により指定基準等の理解を図るとともに、自主点検・自主改善に努めていただくことを基本とする。
- イ 市は、上記自主点検兼確認票の内容について、資料を基にヒアリングを 行い、運営状況等の確認を行う。

定期的に行う「運営指導」とは別に、新規開設事業所に行う「予防 的運営指導」や通報・苦情等により運営状況に問題が疑われる事業 所について行う運営指導があります。 身体拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を詳しく記録し、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を全て満たすことについて、要件の確認等の手続きを極めて慎重に行い、その具体的な内容について記録することとされているが、記録が確認できなかった。



身体拘束は原則行ってはならないこととなっています。 緊急やむを得ず行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの 要件を全て満たしていることの確認や身体拘束を行ったこと等に ついて、必ず記録してください。

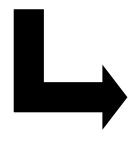
## 条例第13条第4項、第5項

4 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

条例:尾道市指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

高齢者虐待防止に関し、委員会や研修の開催が確認できず、厚生 労働大臣が定める基準を満たしていない



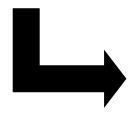
事業所で高齢者虐待が発生しなくても、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、厚生労働大臣の定める基準を満たしていないことになり、高齢者虐待防止措置未実施減算と対象となります。

#### 解釈通知(準用) 第2 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項 2 (5) 高齢者虐待防止措置未実施減算について

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、地域密着型サービス基準第3条の38の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。

解釈通知:指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日号外厚生労働省令第34号)

事業者は従業者に対し、その業務上知り得た利用者又は家族の情報について、退職後も含め、秘密を漏らすことのないよう必要な処置を講ずることとされているが、書類が確認できなかった。



事業者は従業者から、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密について、退職後も含めて洩らさないよう誓約書等の提出等を求め、提出を受けた後は適正に保管してください。

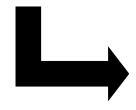
## 条例(準用) 第33条(秘密保持等)

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

条例:尾道市指定地域密着型サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

共用で使用する物品や介護のために必要なプラスチックグローブ の費用を利用者負担としていた。



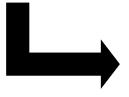
共用で使用する物品や介護のために必要なプラスチックグローブ は保険対象サービスとして介護報酬に含まれている費用となるた め、利用者から費用を徴収することは認められない。

## 通知 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて

- (6) 留意事項(略)
- ① 「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、利用者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。

したがって、こうした物品を事業者又は施設が**すべての利用者に対して**<br/>
一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは<br/>
認められないものである。

通院の介助を保険対象外サービスとして利用者負担で対応していた。



通院の介助は介護サービスの一環として介護報酬に含まれており、別途利用者から費用を徴収することはできない。

小多機

## 介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&Aについて

(問37)小規模多機能型居宅介護の訪問サービスには、いわゆる指 定訪問介護の身体介護のうち通院・外出介助も含まれる。

# 丝艺

## 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課へ確認

認知症対応型共同生活介護で行う「日常生活上の世話」には、病院への通院も含まれるため、原則として、交通費及び人件費も報酬に含まれており、別途費用を徴収することはできない。

ただし、通常想定される地域を超えて、遠方に受診する場合の交通費の実費相当や近隣のかかりつけ医で足りるところ、時間がかかる総合病院への受診を希望したなど、利用者の希望・選択によって生じた費用である場合、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該費用について説明を行い、利用者等の同意を得た上であれば、これを徴収することが可能。

グループホーム